

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財閥第 118 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について	「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について
財閥第 118 号 平成 18 年 2 月 1 日 改正 財閥第 321 号 平成 24 年 3 月 31 日 改正 財閥第 442 号 平成 29 年 3 月 31 日 <u>改正 財閥第 417 号</u> 令和 2 年 3 月 31 日	財閥第 118 号 平成 18 年 2 月 1 日 改正 財閥第 321 号 平成 24 年 3 月 31 日 改正 財閥第 442 号 平成 29 年 3 月 31 日
標記のことについて、別添のとおり、農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 18 年 2 月 1 日からこれにより実施されたい。	標記のことについて、別添のとおり、農林水産省消費・安全局長から通知があったので、平成 18 年 2 月 1 日からこれにより実施されたい。
別添	別添
17 消安第 10801 号 平成 18 年 2 月 1 日 23 消安第 5335 号 平成 24 年 1 月 27 日 26 消安第 6528 号 平成 27 年 3 月 27 日 <u>29 消安第 2211 号</u> <u>平成 29 年 9 月 12 日</u> <u>最終改正 元消安第 4833 号</u> 令和 2 年 2 月 14 日	17 消安第 10801 号 平成 18 年 2 月 1 日 23 消安第 5335 号 平成 24 年 1 月 27 日 <u>最終改正 26 消安第 6528 号</u> 平成 27 年 3 月 27 日
財務省関税局長 殿	財務省関税局長 殿
農林水産省消費・安全局長	農林水産省消費・安全局長
「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について	「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について
今般、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（アメリカ合衆国産ば	今般、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（アメリカ合衆国産ば

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財閥第 118 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件) の施行に伴い、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」及び「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」を制定したので、お知らせします。</p> <p>本件に係る植物検疫措置が円滑かつ的確に実施されるよう御協力をお願いします。</p> <p>なお、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎係る農林水産大臣が定める基準を定める件）に係る植物検疫の実施については、通関後加熱加工処理を実施することとなります。</p> <p>のことから、以下の証明方法をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とし、輸入を認めることを証明することとしたので、輸入通関に当たり、これに御留意の上御協力をお願いします。</p> <p>[輸入認可証明方法]</p> <ol style="list-style-type: none"> 「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の（イ））を輸入者又は管理者に交付する。 「植物輸入認可証印」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の（ロ））を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。 <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 46 のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施については、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 地域</p> <p>告示 1 の指定生産地域は、次の地域である。また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式 1 及び 2 により植物防疫官あてに通知されるものとされた。</p>	<p>れいしょの生塊茎に係る農林水産大臣が定める基準を定める件) の施行に伴い、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」及び「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」を制定したので、お知らせします。</p> <p>本件に係る植物検疫措置が円滑かつ的確に実施されるよう御協力をお願いします。</p> <p>なお、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（アメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎係る農林水産大臣が定める基準を定める件）に係る植物検疫の実施については、通關後加熱加工処理を実施することとなります。</p> <p>のことから、以下の証明方法をもって関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 70 条に規定された他法令の証明とし、輸入を認めることを証明することとしたので、輸入通關に当たり、これに御留意の上御協力をお願いします。</p> <p>[輸入認可証明方法]</p> <ol style="list-style-type: none"> 「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の（イ））を輸入者又は管理者に交付する。 「植物輸入認可証印」（アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則別記様式 4 の（ロ））を押印した「植物、輸入禁止品等検査申請書」（植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 4 号様式）の写しを輸入者又は管理者に交付する。 <p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 46 のアメリカ合衆国産ばれいしょの生塊茎に係る植物検疫の実施については、平成 18 年 2 月 1 日農林水産省告示第 114 号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 地域</p> <p>告示 1 の指定生産地域は、次の地域である。また、日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産場及び集荷こん包施設はアメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式 1 及び 2 により植物防疫官あてに通知されるものとされた。</p>

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財閥第 118 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
アイダホ州（ビンガム郡及びボンネビル郡を除く。）、アリゾナ州、ワイエスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、ネバダ州、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、メイン州、モンタナ州、ワシントン州	アリゾナ州、ウィスコンシン州、オレゴン州、カリフォルニア州、コロラド州、テキサス州、ニューメキシコ州、ネバダ州、ノースダコタ州、フロリダ州、ミシガン州、ミネソタ州、メイン州、モンタナ州、ワシントン州
2 指定生産地域等における調査 告示 1 の調査は、次により行うものとされた。 (1) (省略) (2) 種ばれいしょ 日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産は場に植え付けられたばれいしょ（以下「種ばれいしょ」という。）については、 <u>アメリカ合衆国植物防疫機関が告示 1 に掲げる要件を満たしている地区としてあらかじめ日本国植物防疫機関に通知した地域で生産され、かつ、アメリカ合衆国植物防疫機関によりシストセンチュウが付着していないことが証明されたばれいしょ</u> を使用すること。 (3) (省略)	2 指定生産地域における調査 告示 1 の <u>指定生産地域における調査</u> は、次により行うものとされた。 (1) (同左) (2) 種ばれいしょ 日本向けポテトチップ加工用ばれいしょ生塊茎の生産は場に植え付けられたばれいしょ（以下「種ばれいしょ」という。）については、 <u>指定生産地域において生産されたばれいしょであって、かつ、アメリカ合衆国植物防疫機関によりシストセンチュウが付着していないことが証明されたもの</u> を使用すること。 (3) (同左)
3 指定生産地域等における調査の結果及び種ばれいしょ生産履歴の保管 2 の(1)及び(2)の調査の結果並びに種ばれいしょの生産履歴は、アメリカ合衆国植物防疫機関が入手し、保管するものとされた。	3 指定生産地域における調査の結果及び種ばれいしょ生産履歴の保管 2 の(1)及び(2)の調査の結果並びに種ばれいしょの生産履歴は、アメリカ合衆国植物防疫機関が入手し、保管するものとされた。
4 寄主植物の移入規制及び指定生産地域における調査の確認 告示 6 の(1)の確認は、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して、毎年 1 回以上行うものとする。	4 寄主植物の移入規制及び指定生産地域における調査の確認 告示 6 の(1)の確認は、アメリカ合衆国植物防疫機関と共同して、毎年 1 回以上 <u>ばれいしょ生塊茎の輸出期間中に</u> 行うものとする。
5・6 (省略)	5・6 (同左)
7 シストセンチュウが発見された場合の措置 告示 1 の調査又は告示 3 の(1)の検査の結果、シストセンチュウが発見された場合、アメリカ合衆国植物防疫機関は、直ちに、その旨を日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向け荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止することとされた。	7 シストセンチュウが発見された場合の措置 告示 1 の <u>指定生産地域における調査</u> 又は告示 3 の(1)の検査の結果、シストセンチュウが発見された場合、アメリカ合衆国植物防疫機関は、直ちに、その旨を日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向け荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止することとされた。
(削除)	8 <u>輸入期間</u> <u>輸入期間は、2月1日から7月31日までとされた。</u>
8 植物防疫官による確認	9 植物防疫官による確認

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財閥第 118 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																																				
告示 6 の(1)の検査等の確認は、原則として、1年に1回以上、アメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に立会い、検疫有害動植物（特にシストセンチュウ）及び土がないことを確認することをもって行うものとする。	告示 6 の(1)の検査等の確認は、 <u>ばれいしょ生塊茎</u> の輸出期間中にアメリカ合衆国植物防疫機関が行う検査に <u>適宜</u> 立会い、検疫有害動植物（特にシストセンチュウ）及び土がないことを確認することをもって行うものとする。																																																																																				
<u>9 輸入検査及び加熱加工処理手続</u> 輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第 6 条第 1 項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は <u>13</u> に定めるところによるものとする。 (1)～(9) (省略)	<u>10 輸入検査及び加熱加工処理手続</u> 輸入検査及び加熱加工処理手続は、以下に定めるところによるものとする。なお、「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎の加熱加工処理施設指定要領」（平成 18 年 2 月 1 日付け 17 消安第 10801 号消費・安全局長通達。以下「指定要領」という。）に基づく指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）の所在する港とは別の規則第 6 条第 1 項に掲げる港においてばれいしょ生塊茎を輸入し、当該輸入港から指定施設まで輸入したばれいしょ生塊茎を陸路で運搬する場合の輸入検査及び加熱加工処理手続は <u>14</u> に定めるところによるものとする。 (1)～(9) (同左)																																																																																				
<u>10 隔離保管</u> (1)～(3) (省略) (4) 植物防疫官は、前項の確認に当たっては当該輸入者に対し、次の事項を当該ばれいしょ生塊茎を保管する施設の責任者に伝えるよう指示するものとする。 ア～オ (省略) <u>(削除)</u>	<u>11 隔離保管</u> (1)～(3) (同左) (4) 植物防疫官は、前項の確認に当たっては当該輸入者に対し、次の事項を当該ばれいしょ生塊茎を保管する施設の責任者に伝えるよう指示するものとする。 ア～オ (同左) カ 隔離保管は 2 か月を限度とすること。																																																																																				
<u>11～13 (省略)</u>	<u>12～14 (同左)</u>																																																																																				
別記様式 1 (1 関係) 指定生産場リスト (指定・取消)	別記様式 1 (1 関係) 指定生産場リスト (指定・取消)																																																																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>州</th><th>郡</th><th>指定番号</th><th>設置場所</th><th>所有者名</th><th>指定年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	州	郡	指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日																																					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>州</th><th>(新規)</th><th>指定番号</th><th>設置場所</th><th>所有者名</th><th>指定年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	州	(新規)	指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日																																				
州	郡	指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日																																																																																
州	(新規)	指定番号	設置場所	所有者名	指定年月日																																																																																

新旧对照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成18年2月1日財関第118号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

新旧対照表

【「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について（平成 18 年 2 月 1 日財閥第 118 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別記様式 8 (<u>13</u> 関係) (省略) <u>(削除)</u>	別記様式 8 (<u>14</u> 関係) (同左) <u>(別紙 2)</u>